

### 第3 多変量解析による分析

ここでは、これまで見てきた回答結果の単純集計及び回答者の属性等とのクロス集計から得られた調査結果のうちの幾つかについて取り上げ、多変量解析により他の調査項目との関連を詳細に分析する。

#### 1 保護司の面接形態と「来訪」・「往訪」の長短所についての見方との関連

Q10では、保護司が対象者と面接を行う場合の形態を問い、「来訪」中心の面接を行っている者が77.9%、「来訪と往訪を同じくらい」行っている者が17.4%、「往訪」中心に行っている者が3.4%という結果が得られた。保護司が実施する面接形態に、「来訪」・「往訪」の長短所についての保護司の見方(Q15及びQ16)がどのように影響を与えるかを見るため、ロジスティック回帰分析を行った<sup>2</sup>。分析に当たっては、「Q10面接の形態」(来訪中心、それ以外)を目的変数とし、Q15の「来訪」の九つの長短所についての見方及びQ16の「往訪」の十二の長短所についての見方を説明変数とした。その結果は表9に示すとおりである。ここで、「来訪」中心という面接形態に対して、 $\beta$ 係数でプラスの値を持っている質問(網掛けした質問)で「そう思う」とした回答は、有意であり、マイナスの値を持っている質問での「そう思う」との回答は、逆の意味で有意である。

有意と認められる説明変数は、来訪に関して四つ、往訪に関しては六つであった。すなわち、「来訪」について、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「(保護司宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする見方、及び「往訪」について、「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」とする見方は、「来訪」中心の面接

表9 面接形態に関するロジスティック回帰モデル

説明変数 (来訪・往訪に関する考え方)	$\beta$ 係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率
(来訪)				
Q15_1 保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、 対象者の自覚を高められる	0.280	0.108	6.661	0.010
Q15_4 対象者が保護司に親しみを持ってくれる	0.361	0.106	11.643	0.001
Q15_5 ゆっくりと落ち着いて面接できる	0.580	0.122	22.596	0.000
Q15_6 自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない	-0.316	0.110	8.284	0.004
(往訪)				
Q16_1 対象者の生活の実態を良く知ることができる	-0.630	0.232	7.371	0.007
Q16_3 対象者とその家族との関係を観察できる	-0.537	0.210	6.510	0.011
Q16_5 保護司の熱意を示すことができる	-0.273	0.098	7.718	0.005
Q16_6 ゆっくりと落ち着いて面接できる	-0.342	0.097	12.409	0.000
Q16_9 対象者が嫌がる	0.277	0.122	5.137	0.023
Q16_10 対象者の家族が嫌がる	0.320	0.118	7.322	0.007
定数	-1.002	0.565	3.146	0.076

2 ロジスティック回帰分析は、多変量解析の予測型手法の一種で、ある変数の値を他の変数を使って予測・識別する際に用いられる。ここでは、尤度比による変数増加法による2項ロジスティック回帰分析を行い、来訪中心の者とそうでない者を識別することを目標とし、来訪中心でない面接形態を示す目的変数としてQ10の選択肢の「2 来訪による面接と往訪による面接とを、同じくらい行っている」と「3 往訪が中心であり、必要に応じて来訪を受けている」とを併せたものを用いた。

形態に対しての有意な予測変数であり、他方、「来訪」について、「自宅（保護司宅）に適切な面接場所がない」とする見方、及び「往訪」について、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「（対象者宅で）ゆっくりと落ち着いて面接できる」とする見方は、「来訪と往訪を同じくらい」行う又は「往訪」中心に行うという面接形態に対する有意な変数であることが統計的に確認された。

これを裏返して言えば、「来訪」・「往訪」について保護司が考える長短所のうち、表9に掲げられていないものは、掲げられているものと比較して、保護司の面接形態に影響を及ぼしていないことを示している。すなわち、「来訪」についての「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「対象者に家庭的な雰囲気を感じてもらえる」、「保護司の家族の負担となる」とする見方、「往訪」についての「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者宅の周囲の環境が分かる」、「対象者宅に適切な面接場所がない」、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」とする見方、及び「来訪」・「往訪」に共通する「異性の対象者の場合、面接がやりづらい」、「保護観察が近隣に知られてしまう」という見方は、上記の十個の長短所よりも、保護司の面接形態には影響していないと言えよう。

## 2 類型別対象者に対する対応とその効果

Q21では、14類型の対象者について、その担当経験の有無、担当した際の対応方法、その効果について尋ねたが、対応の結果として効果が得られたという回答の比率が高い対象者としては、「シンナー等乱用」、「校内暴力」、「中学生」、「暴走族」など、どちらかといえば少年に関する類型が目立ち、逆に低いのは、「ギャンブル等依存」、「暴力団関係」、「無職等」、「精神障害等」などであるという結果が得られた。

ここでは、Q21への回答のうち、類型別対象者に対する処遇において、保護司がとった対応方法とその効果との関連を見るため、ロジスティック回帰分析を実施した。分析に当たっては、類型ごとに、効果の有無を目的変数とし、保護司がとった四種の対応方法を説明変数とした。表10は、類型別に統計的に有意な説明変数を掲示したものである。これ以外の類型では、有意な説明変数は見いだせなかった。

表10によれば、「問題飲酒」対象者については、保護司が「保護観察官と協議を重ねた」こと、「暴力団関係」及び「性犯罪等」対象者については、「関係機関の協力を求めた」こと、「無職等」対象者については、「研修資料やマニュアルを参照した」ことが、それぞれ処遇効果に対して有意な関連があると言えよう。

表10 類型別対象者への対応方法とその効果に関するロジスティック回帰モデル

対象者の類型	対応方法の種類	$\beta$ 係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率
問題飲酒	保護観察官と協議を重ねた 定数	-0.556	0.275	4.096	0.043
		-0.165	0.218	0.575	0.448
暴力団関係	関係機関の協力を求めた 定数	0.491	0.234	4.383	0.036
		-0.603	0.210	8.241	0.004
性犯罪等	関係機関の協力を求めた 定数	-0.784	0.397	3.901	0.048
		-0.460	0.369	1.553	0.213
無職等	研修資料やマニュアルを参照した 定数	0.580	0.220	6.935	0.008
		-0.859	0.199	18.649	0.000

### 3 地域から期待されている保護司の役割についての認識と他のボランティア等の経験

Q29では、地域において保護司が期待されている役割について尋ねたが、犯罪者や非行少年の更生とする者が88.0%、犯罪予防活動とする者が71.5%であったほか、青少年の育成を挙げる者、地域からの相談に乗ることを挙げる者も、それぞれ55.3%、34.0%に上り、相当数の保護司が地域から様々な期待を感じていることが分かった。また、クロス集計の結果、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、青少年を育成することや地域からの相談に乗ることなどの更生保護に関すること以外の地域からの役割期待を感じていることも明らかとなった。

ここでは、保護司が経験している様々なボランティア等の種類によって、地域からの役割期待の感じ方に違いがあるのかを見るため、ロジスティック回帰分析を行った。分析に当たっては、地域からの役割期待に関する五つの質問項目に対する回答を目的変数とし<sup>3</sup>、Q23で尋ねた保護司以外の13種類のボラ

表11 保護司が地域において期待される役割のロジスティック回帰モデル

期待される役割	ボランティア経験	$\beta$ 係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率
犯罪者や非行少年を更生させること	少年指導委員	-0.514	0.249	4.263	0.039
	年齢	-0.028	0.008	11.219	0.001
	定数	-0.170	0.528	0.104	0.747
犯罪予防活動を行うこと	民生・児童委員	-0.366	0.155	5.536	0.019
	少年指導委員	-0.355	0.170	4.370	0.037
	PTA 役員	-0.258	0.101	6.485	0.011
	更生保護女性会員	-0.408	0.145	7.961	0.005
	BBS 会員	-0.979	0.368	7.063	0.008
	協力雇用主	-1.159	0.538	4.641	0.031
	年齢	-0.045	0.006	49.887	0.000
定数	2.291	0.418	30.059	0.000	
青少年の育成に努めること	少年指導委員	-0.411	0.147	7.811	0.005
	消防団員	-0.477	0.126	14.299	0.000
	更生保護女性会員	-0.253	0.122	4.334	0.037
	BBS 会員	-0.643	0.279	5.310	0.021
	年齢	-0.046	0.006	61.019	0.000
	定数	2.936	0.383	58.702	0.000
リーダーとして地域をまとめること	社会福祉協議会役員	-0.489	0.125	15.314	0.000
	町内会役員	-0.276	0.133	4.286	0.038
	PTA 役員	-0.326	0.126	6.730	0.009
	消防団員	-0.658	0.144	20.757	0.000
	年齢	-0.071	0.009	66.689	0.000
	定数	6.809	0.593	131.962	0.000
地域の人々の相談に乗ること	社会福祉協議会役員	-0.329	0.107	9.430	0.002
	PTA 役員	-0.204	0.102	4.009	0.045
	消防団員	-0.599	0.129	21.603	0.000
	更生保護女性会員	-0.286	0.127	5.077	0.024
	年齢	-0.050	0.008	35.877	0.000
	経験年数	-0.015	0.007	4.706	0.030
	定数	4.445	0.513	75.031	0.000

3 ここでは、期待されている役割の有無を識別するために、選択肢のうち、「どちらでもない」と「期待されていない」とを併せたものを目的変数とした。

表12 保護司が地域において期待される役割のロジスティック回帰モデル（総括表）

ボランティア経験 期待される役割		説明変数														
		民生・児童委員	社会福祉協議会役員	少年補導員	少年指導委員	篤志面接委員・教誨師	人権擁護委員	調停委員	町内会役員	PTA役員	消防団員	更生保護女性会員	BBS会員	協力雇用主	年齢	経験年数
目的変数	犯罪者や非行少年を更生させること				*											**
	犯罪予防活動を行うこと	*			*					*		**	**	*	**	
	青少年の育成に努めること				**						**	*	*		**	
	リーダーとして地域をまとめること		**						*	**	**				**	
	地域の人々の相談に乗ること		**							*	**	*			**	*

注 「有意確率」欄の「\*」は有意確率5%以下で、「\*\*」は有意確率1%以下で、それぞれ有意であることを示す。

ンティア等の経験の有無を説明変数として、念のため、男女別、年齢及び経験年数も説明変数に加えた。その結果は、表11及び表12（表11を分かりやすくしたもの）のとおりであり、五つのロジスティック回帰モデルが得られた。

この表により、保護司が地域から期待されると感じている役割が、経験したボランティア等の種類などによって異なることが分かる。例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割意識には、年齢（が高いこと）が強く関連し、少年指導委員の経験（があること）も関連しているが、保護司の属性やボランティア等経験の有無による違いは少ないと言える。これに対して、地域の人々の相談に乗るという役割意識には、社会福祉協議会役員又は消防団員の経験（があること）及び年齢（が高いこと）が強く関連し、PTA役員又は更生保護女性会員の経験（があること）及び保護司としての経験年数（が長いこと）も関連しており、保護司の属性やボランティア等経験の有無による違いが大きい。

4 犯罪被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性に関する認識

Q31では、犯罪被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助の必要性の認識を尋ねている。その結果、「被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言」が必要だとする者が85.5%、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」が必要だとする者が54.7%、「謝罪することについての指導・助言」及び「被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言」が必要だとする者が共に75%前後、「謝罪に向く際の対象者への同行」が必要だとする者が21.0%であった。

これらの回答を総合的に見て、保護観察処遇において被害者等を視野に入れて行う指導・援助に関する保護司の認識状況の分布はどうなっているかを見るために、回答者を類似度の高い者同士で群分けする分析を試みた<sup>4</sup>。具体的には、クラスター分析(K-means法)<sup>5</sup>によることとし、三つの群のクラスターを仮定した。各質問項目に対する回答は、「とても必要」を1、「少し必要」を2、「そこまでは必要ない」

を3とコード化した。

分析の結果、三つの群に分類した際に、被害者等を視野に入れたそれぞれの指導等についての必要性の認識がどのように分布しているか示したのが、表13及び図50である。

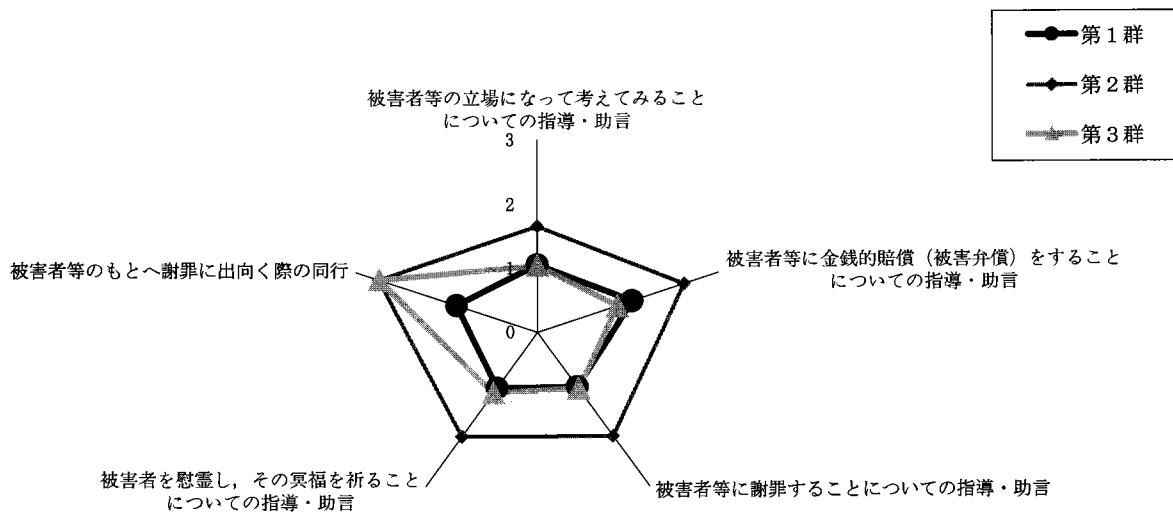
第1群は、いずれの質問項目に対しても必要性が高いと認識している群である。被害者等に関連する指導・援助について、対象者への働き掛けはもとより、被害者等のもとへ出向く際の同行という直接的な援助についても積極的な群と言えよう。この群に属する者は、分析対象の3割強(31.2%)を占める。

第2群は、いずれの質問項目に対しても必要性を高く認識していない群であり、取り分け、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」、「謝罪に出向く際の対象者への同行」についての必要性について積極的でない群である。この群に属する者は、分析対象の2割強(21.6%)を占める。

**表13 被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性の認識についてのクラスター分析結果**

	第1群 (403人)	第2群 (278人)	第3群 (609人)
被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言	1.05	1.65	1.04
被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすることについての指導・助言	1.57	2.43	1.33
被害者等に謝罪することについての指導・助言	1.06	2.02	1.09
被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言	1.08	2.03	1.18
被害者等のもとへ謝罪に出向く際の同行	1.34	2.63	2.62

**図50 被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性の認識についてのレーダーチャート**



4 ただし、この質問項目の回答率は57.1% (1,290人)と高くなくことに留意が必要である。

5 回答者を類似度の高い者同士で群分けするために、選択した特性に基づいて、ケースの中で相対的に等質のグループ(クラスター)に分類する方法である。

第3群は、「被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言」、「金銭的賠償をすることについての指導・助言」、「謝罪をすることについての指導・助言」、「被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言」については、第1群同様に必要性を高く認識しているが、「謝罪に向く際の対象者への同行」については、その必要性についてあまり積極的でない群であり、第1群と第2群の中間派と言えよう。この群に属する者は、分析対象の5割弱（47.2%）で最大多数である。

### 5 保護司を続けてきて感じること

Q35では、保護司を続けてきて感じることにについて尋ねている。その結果は、既に第2の6の(4)で述べたように、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っているという充実感がある」、「社会の役に立っているという充実感がある」と感じる者が高い比率を占める一方、「保護観察がうまくいかず、難しいと感じる」者も約4割いた。こうした、充実感又は負担感の違いが他の質問項目に対する回答にどのような影響を与えているだろうか。

これを分析するために、まず、Q35の回答結果全体の意味するところを明らかにすることとし、主成分分析<sup>6</sup>を行った。Q35は、合計十二の質問の集まりであるが、この主成分分析に当たっては、2,260名の調査回答保護司のうち、十二のすべてに回答している1,954名（全体の86.5%）のみを分析対象とした。<sup>7</sup> 主成分分析の結果は、表14のとおりであり、次の三つの成分が得られた。各成分には妥当と思われる名称を付した。<sup>8</sup>

表14 保護司を続けてきて感じることにに関する成分行列

種 類	1	2	3
精神的負担が大きすぎると感じる	0.7874392	-0.002264	-0.143557
時間的負担が大きすぎると感じる	0.7788427	-0.115147	-0.067264
経済的負担が大きすぎると感じる	0.6740254	-0.006504	0.0469838
自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる	0.5797108	-0.164723	0.051379
保護観察がうまくいかず、難しいと感じる	0.4503226	0.1304079	-0.382281
自分の家族全体が成長している	0.0075045	0.7907357	0.083942
自分自身が成長している	0.0459817	0.751136	0.0748007
自分自身の気力や健康の維持に役立っている	-0.111626	0.6988678	0.2209577
保護司活動を通じて人の輪が広がっている	-0.079683	0.5280001	0.1313308
犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない	-0.251948	0.3128807	0.0432242
対象者の更生に役立っているという充実感がある	-0.049078	0.2266913	0.8424152
社会の役に立っているという充実感がある	0.010801	0.3530683	0.7665452
回転後の負荷量平方和の累積	19.223376	38.290505	51.240117

6 主成分分析とは、分析しようとしている多数のデータを少数のデータに縮約する手法である。

7 本データに主成分分析が適しているか否かの検定を行ったが、Bartlettの球面性検定（近似 $\chi^2$ 値4,731.1、自由度66、有意確率0.00）でも、Kaiser-Meyer-Olkinの標本妥当性の測度（0.761と、有効判定基準の0.5を超えている）によっても、主成分分析は可能であると判断された。

8 ここでも相関行列対象の主成分分析を実施し、抽出の基準としては最小の固有値1を指定した。なお、抽出を効果的にするためバリマックス回転も行った。

第1成分（困惑・負担感）

第2成分（自己充実感）

第3成分（社会的有効感）

保護司を続けてきて感じることに関するこれらの各成分のうち、第2及び第3成分は、充実感をうかがわせる前向きなものであるが、第1成分は、戸惑いを感じさせるものである。

各成分の説明力を見るため、表14の「回転後の負荷量平方和の累積」を見ると、三つの成分によって説明できる回答は全体の約51%であることが分かる。すなわち、回答全体には、これら三つの成分以外の様々な要素が含まれていると言える。

各調査対象保護司が持つ三つの成分得点と他の幾つかの質問項目に対する回答結果との関連を見たところ、Q38の「他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか」という質問に対する回答結果との間に、有意な関連が見いだされた。

Q38の回答結果は、他の人に保護司になってくれるよう依頼して断られたことがある者が685人（回答者の34.6%）、断られたことがない者が225人（同11.4%）であった。このような結果の違いに「保護司を続けてきて感じることに」の違いによる影響があるかどうかを検証するため、「断られたことがある」及び「断られたことがない」のそれぞれについて、上記で得られた三つの各成分の平均値を計算した。得られた結果が表15である。なお、この表の各成分の値は、各項目に対して「そう思う」に-1、「どちらでもない」に±0、「そう思わない」に+1の値を割り当てて計算したものである。

この表で、「依頼して、断られたことがない」とする者について、各成分得点の平均値を見ると、第1成分で絶対値がプラス方向に大きく（困惑・負担感が高くない）、第2及び第3成分でマイナス方向に大きい（自己充実感及び社会的有効感が共に高い）ことがうかがえる。すなわち、保護司活動に自己充実感や社会的有効感を強く抱き、困惑・負担感を抱くことが少ない保護司は、他の人に保護司になってくれるように依頼した場合に、保護司就任を断られることが少ないということを示唆している。

面接調査において、ある保護司から、「保護司の就任を依頼するコツは、“社会を明るくする運動”などことあるごとに、保護司以外の関係者に『保護司の仕事はおもしろい。少なくとも自己満足感は得られる』と説いて回ることである」との意見が得られた。この分析結果は、この意見を裏付けているものと言えよう。

表15 成分得点の平均値の分布

Q35から抽出した成分		(困惑・負担感)	(自己充実感)	(社会的有効感)
Q38 他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか。	統計量	第1成分	第2成分	第3成分
依頼して、断られたことがある。	平均値	-0.10	-0.18	-0.12
N=605	標準偏差	1.04	0.97	0.94
依頼して、断られたことがない。	平均値	0.17	-0.22	-0.24
N=199	標準偏差	0.96	0.96	0.87
依頼したことがない。	平均値	0.02	0.16	0.12
N=945	標準偏差	0.99	1.01	1.04
無回答	平均値	0.05	0.02	0.04
N=205	標準偏差	0.96	0.97	1.04

## 6 小括

以上の分析から次のようなことが見いだせた。

(1) 面接形態については、「来訪」を中心とする保護司において、来訪についての「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「(保護司宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方や、往訪についての「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。一方、「往訪」を活用したその他の面接形態を中心とする保護司においては、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「(対象者宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。

(2) 対象者類型別に、保護観察処遇上の対応方法とその効果を見ると、「問題飲酒」類型の「保護観察官と協議を重ねた」、「暴力団関係」類型及び「性犯罪等」類型の「関係機関の協力を求めた」、「無職等」類型の「研修資料やマニュアルを参照した」が、それぞれ統計的に有意な関連を示した。

(3) 保護司が地域から感じている役割期待と、保護司のボランティア等の経験や属性などの予測変数との関連を見たところ、例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割期待には、年齢や少年指導委員経験が有意な予測変数として認められるなど、期待されると感じている役割の種類により、有意な予測変数の組合せが異なることが分かる。

(4) 保護司を続けてきて感じることについての主成分分析からは、第1成分(困惑・負担感)、第2成分(自己充実感)、第3成分(社会的有効感)の三つの成分が抽出された。この各成分と、「他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがあるか」との関係を見たところ、「依頼して、断られたことがない」とする回答者群において、困惑・負担感の程度が相対的に低いとともに、自己充実感、社会的有効感の程度が共に高いことがうかがわれた。



## 第4 まとめ

本調査によって得られた結果の中から、今後の課題や展望につながるものを拾い上げ、まとめとした。

### 1 「来訪」という面接形態

保護司の対象者との面接は、対象者を保護司宅に迎え入れる「来訪」が広く行われていることが、調査データからも明らかになった。

来訪面接は、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」などの肯定的側面を多く持ち、我が国の保護観察処遇を進める上で、なくてはならない機能を果たしているといえる。

この来訪という面接形態は、一戸建てに居住する者が圧倒的に多く、世帯規模が比較的大きいという、保護司の属性を背景としている可能性が高い。しかし、近年の住宅・土地統計調査や国勢調査の結果を見ると、全国的に、一戸建ての比率の低下、共同住宅の比率の上昇及び世帯規模の小規模化が進んでおり、今後、来訪面接を支える基盤に変化が生じる可能性がある。

また、本調査からも、マンション・アパートなどに住む者は、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」、「自宅（保護司宅）に適切な面接場所がない」など、来訪面接を比較的負担に感じていることや、年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者ほど、負担感を抱いていることがうかがわれる。さらに、他の人へ保護司就任を依頼して断られたことのある者のうち、約2割は、「犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である」という理由で断られていたという結果も出ている。

以上のことは、来訪面接を中心とする伝統とその良い面は堅持しつつも、社会の変動に合わせて、公共施設等の面接場所の確保など、「来訪」にこだわらない面接の方法を検討することの必要性を示唆しているものと思われる。

### 2 保護司の遭遇する困難場面

保護司の経験した「対象者の困った行動」には、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」といったものが多く、保護司が対象者との接触の確保に苦心していることが分かる。

保護司との定期的な接触は、ほとんどの対象者に遵守事項として課せられるため、これを果たさないことは遵守事項違反であり、また、定期的な接触を通じて対象者を見守り、指導・援助することは、保護観察処遇の根幹でもある。保護司との接触を軽視する対象者に対して、有効な措置がとれるよう、実務面の工夫や制度面の見直しを図っていく必要があるものと思われる。

また、保護司からは、対象者の親の監護能力についても、「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」などの意見・感想が挙げられており、親の協力を得ながら対象者の更生を図っていくという社会内処遇の構図が作りにくい実態がうかがわれ、親に対する働き掛けを強化できるような枠組みを整える必要性があるのではないかとと思われる。

### 3 地域社会と保護司

多くの保護司は、保護司以外にも複数のボランティア等を経験しており、地域において多様な役割を果たしている。また、教育、福祉、警察等の各関係機関・団体と活発に連携するとともに、地域性をいかした指導・援助を行っている様子が分かる。

ただし、これを詳細に見ると、保護司の属性による差違があり、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、人口規模の小さい地域に居住する者ほど、比較的關係機関・団体との連携が活発であり、地域性をいかした処遇を行っているといえる。

面接調査において、多くの保護司が「地域社会の連帯意識が希薄化している」と指摘していることなどに照らすと、今後、年齢層の低い者、保護司経験年数の短い者、人口規模の大きい地域に居住する者が、どのように又はどの程度、地域性を発揮した活動を展開できるかということについて、多角的に検討していく必要があると思われる。

また、秘密保持が重要であるため、保護司は自らの身分を積極的に地域に知らせていないことが多く、地域の人々から保護司の活動や役割について理解されていないという状況を招いている。このことは、保護司の活動や役割に関する一般的な広報を充実させていくことの重要性を示すものであり、また、これを望む保護司も多い。

### 4 犯罪被害者と保護司

更生保護の分野においては、対象者を処遇する上で被害者等を視野に入れた指導・援助をどのように行っていかかということや、被害者等の保護・支援に保護司がどのようにかかわっていくかということが、重要な課題となっている。

本調査に当たり、被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助について尋ねたところ、多くの保護司は、被害者等の立場になって考えてみることに、被害者等に謝罪すること、被害者を慰霊しその冥福を祈ること、被害者等に金銭的賠償をすることについて、その指導・助言の必要性を感じている。

また、一般人からの犯罪被害等の相談についても、現に多くの保護司が、多様な相談を地域の人々から受け、これに対処していた。被害者等保護の地域資源として、保護司が既に相当程度に機能していることがうかがわれる。

### 5 新任保護司の確保

#### (1) 保護司になった時の気持ち

保護司は就任時において、務まるだろうかと心配を抱えながらも、少しでも社会の役に立ちたい、少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたいといった社会貢献意識や、自分自身が成長したいといった積極的な意識を抱えていることが分かった。

このことは、保護司就任者の精神的基盤が、社会貢献や自己成長を求める意識にあることを示しており、新任保護司確保に当たって、社会貢献のために継続的で困難な活動に従事すべきだという意識や、社会の犯罪観・犯罪者観の変化などを勘案する必要があることをも示唆していると考えられる。

#### (2) 保護司を続けてきて感じること

多くの者が、保護司活動を通じて人の輪が広がっている、対象者の更生に役立っているという充実感がある、社会の役に立っているという充実感がある、自分自身が成長しているなど、保護司を続けてきたことを積極的に評価している。この評価は、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者ほど高い。

このことから、保護司を続ければ、保護司活動を積極的に評価できるようになり、充実感を得られる

よくなることがかがわれる。保護司は、困難で地道な仕事であるが、続けることによって得られるものの多い、魅力的な仕事であるといっただいであろう。

ただし、その一方で、保護観察がうまくいかず難しい、時間的負担や精神的負担が大きすぎるなど、困難や負担を感じている者も少なからず存在することに照らすと、支援方策を更に検討し、充実させていく必要があるものと思われる。

### (3) 保護司が望むこと

保護司のために必要な方策として、保護観察官による処遇指導の充実、研修の充実、保護司同士による処遇協議・情報交換の充実といった処遇支援の充実、事件担当や地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実、事件担当や地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減などを望む声が多い。

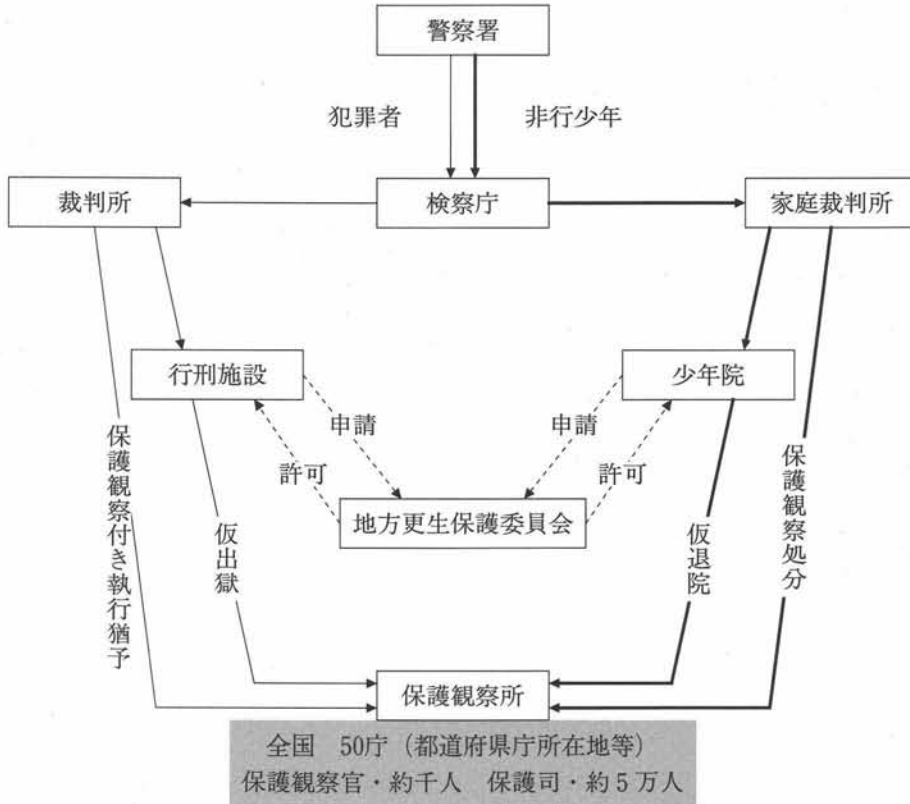
### (4) 新任保護司の確保策

保護司となったきっかけの多くは、「先輩保護司に勧められて」であり、新任保護司確保のために効果的と考える方法も、「各保護司が個人的なつながりを生かす」が最も多かった。このことは、新任保護司の確保が地域における個人的なつながりをベースとして行われていることを示しており、これは、以前と大きな変化はないであろう。

新任保護司確保の具体的方法として、保護司活動の大切さや魅力についての広報、地方自治体への働き掛け、関係団体への働き掛け、公募など様々な方法が考えられ、これらの多様な方策を推進することも重要であろうが、本調査全体の結果から考えると、保護司の充実感を更に高めるとともに、負担感を軽減させ、保護司による積極的な働き掛けを促すことが最も大切な方策ではなかろうか。

## 卷末資料 I

## 1 犯罪者・非行少年が保護観察となるまで（概要図）



## 2 保護観察対象者の種類と保護観察期間

## (1) 保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付された者）

原則として保護観察処分言渡しの日から20歳に達するまでの期間であるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間

## (2) 少年院仮退院者（少年院を仮退院した者）

原則として少年院を仮退院した日から仮退院期間が満了するまでの期間（通常は20歳に達するまで）

## (3) 仮出獄者（行刑施設を仮出獄した者）

原則として仮出獄の日から残刑期間が満了するまでの期間

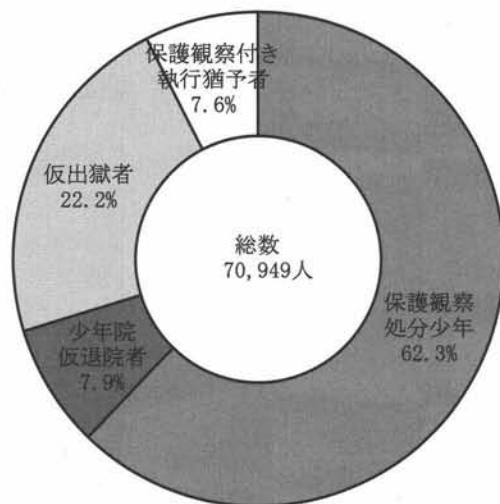
## (4) 保護観察付き執行猶予者（刑の執行を猶予され保護観察に付された者）

裁判確定の日から刑の執行猶予期間が満了するまでの期間

## (5) 婦人補導院仮退院者（婦人補導院を仮退院した者）

婦人補導院を仮退院した日から補導処分の残期間が満了するまでの期間

3 保護観察新規受理人員の種類別構成比（平成15年）



- 注 1 保護統計年報による。  
 2 婦人補導院仮退院者は、いなかった。

## 巻末資料Ⅱ

## 保護司の活動実態と意識に関する調査：面接調査票

法務省 法務総合研究所

調査日	平成16年 月 日	調査者		調査場所	保護観察所
-----	-----------	-----	--	------	-------

## 1 フェイスシート

- ・氏名 \_\_\_\_\_ 様
- ・性別 1 男 2 女
- ・年齢 \_\_\_\_\_ 歳 (調査日現在)
- ・住所 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村・区 (特別区) 人口約 \_\_\_\_\_ 人
- ・職業 \_\_\_\_\_ (無職の場合は以前の職業 \_\_\_\_\_)
- ・保護区 \_\_\_\_\_ 保護区
- ・保護司経験年数 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 (調査日現在。1か月未満は切り捨て)
- ・これまでの担当件数 (現在の担当件数を含む。) 保護観察事件 \_\_\_\_\_ 件, 環境調整事件 \_\_\_\_\_ 件
- ・現在の担当件数 保護観察事件 \_\_\_\_\_ 件, 環境調整事件 \_\_\_\_\_ 件

2 まず、保護司になられた動機及びきっかけ等について、おうかがいします。

Q 1 保護司になられた動機及びきっかけは、どのようなものでしたか。

Q 2 保護司を委嘱された時のお気持ちは、どのようなものでしたか。

S Q その時の御家族の反応はどのようなものでしたか。

3 次に、保護観察処遇に関することを、おうかがいします。

Q 3 これまでに担当なさったケースで、一番印象に残っているものについて、お聞かせください。

Q 4 保護観察をやっていて、「難しいなあ」「困ったなあ」と思われた経験がありましたら、どのようなものだったかお聞かせください。

Q 5 保護観察対象者と面接を行う際に、何か心掛けていることはありますか。

S Q 1 面接は主にどこで行うことが多いですか。

S Q 2 面接を行う曜日や時間帯は、どのようであることが多いですか。

S Q 3 来訪を受けて自宅（保護司宅）で面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。

S Q 4 対象者宅を往訪して面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。

S Q 5 これまでに自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったことがありますか。ある場合、それはどのような場所ですか。また、それはどのような理由からですか。

Q 6 以前（例えば5年位前）と比べて、保護観察対象者（特に少年）やその家族は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか。

Q 7 担当した事件の中で、更生したと感じられるケースはありますか。ある場合、そのケースがどのような状態になったとき、更生したと感じられましたか。また、そのケースではどのような要因が更生に役立ったと思いますか。

4 次に、地域との関わりについて、おうかがいします。

Q 8 現在の地域に住むようになって何年になりますか。

- Q 9 地域において、保護司以外の公職やボランティアを務められたことがありますか。現在就任中のもの、過去に就任したことのものをすべてを教えてください。
- Q10 以前（例えば5年位前）と比べて、地域社会は変わったと思いますか。変わったとすれば、どのような点が変わりましたか。
- Q11 犯罪者や非行少年の更生について、以前（例えば5年位前）と比べて、地域の人々の協力は得やすくなったと感じますか、得にくくなったと感じますか。また、地域において犯罪者や非行少年を見る目は、変わったと思いますか、変わらないと思いますか。
- Q12 近頃担当する保護観察対象者やその家族とは、担当前から地域で面識のあることが多いですか、少ないですか。
- Q13 保護観察処遇を行う上で、よく利用する地域の資源がありましたら、お聞かせください。
- Q14 保護司活動（犯罪予防活動を含む。）を行う上で、よく連携する関係機関・団体（更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）はどこですか。また、どのような関係機関・団体ともっと連携しなければならないと感じますか。
- Q15 地域において、保護司が期待されるのは、どのような役割だと思いますか。
- 5 犯罪被害者に関することを、おうかがいします。
- Q16 保護司として、「仮釈放審査や恩赦上申検討のための被害者等調査」にあられたことがありますか。ある場合、それはどのような事案に関する調査でしたか。また、調査時の被害者等の対応はいかがでしたか。



Q17 保護観察を実施する中で、被害者等を視野に入れた指導援助を行うことがありますか。また、被害者等に関連して、何か印象に残っているケースがありましたら、お聞かせください。

Q18 保護観察や環境調整とは関係なく、一般的な犯罪被害等に関する様々な相談に乗ることがありますか。ある場合、それはどのような相談ですか。

SQ そのような相談を受ける中で、対応に工夫したことや苦慮したことなどがあれば、お聞かせください。

6 新任保護司の確保等に関することを、おうかがいします。

Q19 保護司を続けてきて、うれしかったこと、つらかったことなどがあれば、お聞かせください。

Q20 どのような要素が、保護司を務める上でより重要だと思いますか。

Q21 新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方が大切だと思いますか。

Q22 新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思いますか。

Q23 その他（どんなことでも）

## 巻末資料Ⅲ

## 保護司の活動実態と意識に関する調査票

法務省 法務総合研究所

## 【御記入に際してのお願い。】

1. 保護司としてのあなたの御意見等を、おうかがいします。この調査票は無記名であり、調査以外の目的には使用いたしませんので、ありのままを御記入願います。
2. 質問文をお読みになり、当てはまる回答の番号等を○で囲んでください。また、\_\_\_\_上や( )内には、できるだけ具体的に記入してください。なお、内は自由記載ですので、記載することがない場合は空欄で結構です。
3. 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、御投函ください。恐れ入りますが、5月10日(月)までに、御投函くださいますようお願いいたします。

1 まず始めに、あなた御自身のことについて、おうかがいします。

Q 1 性別                    1 男      2 女

Q 2 年齢                    \_\_\_\_\_ 歳 (平成16年4月1日現在)

Q 3 職業 (1つだけ選んでください。1を選ばれた方以外は、Q 4へ進んでください。)

- 1 無職(主婦を除く。)    2 主婦    3 農林・漁業    4 商業・サービス業  
 5 製造・加工業    6 土木・建設業    7 宗教家    8 会社・団体役員  
 9 会社員    10 公務員(教員を除く。)    11 教員    12 その他(                    )

SQ 前の質問で「1 無職」と答えられた方におうかがいします。退職前の職業は何でしたか。1つだけ選んでください。

- 1 農林・漁業    2 商業・サービス業    3 製造・加工業    4 土木・建設業  
 5 宗教家    6 会社・団体役員    7 会社員    8 公務員(教員を除く。)  
 9 教員    10 その他(                    )    11 特になし

Q 4 住所                    \_\_\_\_\_ 都・道・府・県 \_\_\_\_\_ 市・町・村・区 (区は東京23区の方のみ記入してください。)

SQ その市町村の人口は何人程度ですか。1つだけ選んでください (東京23区の方は8番を選んでください。)

- 1 1万人未満    2 1万人以上3万人未満    3 3万人以上5万人未満  
 4 5万人以上10万人未満    5 10万人以上30万人未満    6 30万人以上50万人未満  
 7 50万人以上100万人未満    8 100万人以上

Q 5 保護司になられて何年何か月くらいになりますか。1か月未満は切り捨ててください。  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_か月 (平成16年4月1日現在)

Q 6 同居している御家族は、あなたを除いて何人ですか。  
\_\_\_\_\_人

Q 7 どのような住居にお住まいですか。主なものを1つだけ選んでください。  
1 一戸建て住宅    2 集合住宅 (マンション, アパートなど)  
3 住宅と店舗・会社事務所が一体となった建物    4 その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 次に、保護観察処遇 (特に保護観察対象者との面接及び処遇困難なケースへの対応) に関することを、おうかがいします。

Q 8 これまでに、何件くらいの保護観察事件及び環境調整事件を、担当なされたことがありますか (現在担当している事件も含めてください)。事件担当の経験のない方は、Q22に進んでください。  
・保護観察事件 \_\_\_\_\_件    ・環境調整事件 \_\_\_\_\_件

Q 9 現在、保護観察事件及び環境調整事件を、何件担当なさっていますか。  
・保護観察事件 \_\_\_\_\_件    ・環境調整事件 \_\_\_\_\_件

Q10 保護観察対象者との面接について、おうかがいします。対象者と面接を行う場合、次のどのような形態であることが多いですか。1つだけ選んでください。  
1 自宅 (保護司宅) に来訪を受けることが中心であり、必要に応じて対象者宅を往訪している。  
2 来訪による面接と往訪による面接とを、同じくらい行っている。  
3 往訪が中心であり、必要に応じて来訪を受けている。  
4 その他 ( \_\_\_\_\_ )

Q11 面接を行う日時は、どのようにして決めますか。1つだけ選んでください。  
1 だいたい対象者の都合を優先して決める。  
2 対象者の都合と自分 (保護司) の都合を出し合い、話し合っただけ決める。  
3 だいたい自分 (保護司) の都合を優先して決める。  
4 その他 ( \_\_\_\_\_ )

Q12 面接を行う曜日は、次のどれであることが多いですか。1つだけ選んでください。  
1 平日    2 土・日・祝日    3 特に多い曜日はない。

Q13 面接を行う時間帯は、次のどれであることが多いですか。1つだけ選んでください。  
1 午前6時～午前9時台    2 午前10時～午後1時台    3 午後2時～午後5時台  
4 午後6時～午後9時台    5 午後10時～午前5時台    6 特に多い時間帯はない。

Q14 対象者と面接を行う際に心がけていることは何ですか。3つまで選んでください。

- 1 和やかな雰囲気を作る。 2 緊張感のある雰囲気を作る。 3 対象者の話をよく聴く。
- 4 自分（保護司）から積極的に話をする。 5 対象者の良い点をほめる。
- 6 対象者の問題点に気づかせる。 7 対象者の身なりや行儀について指導する。
- 8 対象者の身なりや行儀について、とやかく言わない。
- 9 その他（ ）

Q15 対象者の来訪を受けて自宅（保護司宅）で面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。次の項目のそれぞれについて、「そう思う」「どちらでもない」「そう思わない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| 1 保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 2 対象者にとって、約束を守るといいうしつけになる。              | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 3 対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる。                 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 4 対象者が保護司に親しみを持ってくれる。                   | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 5 ゆっくりと落ち着いて面接できる。                      | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 6 自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない。                  | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 7 保護司の家族の負担となる。                         | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 8 異性の対象者の場合、面接がやりづらい。                   | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 9 保護観察が近隣に知られてしまう。                      | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

SQ 上記の項目の他に、来訪を受けて自宅（保護司宅）で面接を行う場合の長所や短所がありましたら、自由にお書きください。

Q16 対象者宅を往訪して面接を行う場合の長所と短所について、どのようにお考えですか。次の項目のそれぞれについて、「そう思う」「どちらでもない」「そう思わない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 1 対象者の生活の実態をよく知ることができる。  | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 2 対象者の家族から話をよく聴くことができる。  | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 3 対象者とその家族との関係を観察できる。    | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 4 対象者宅の周囲の環境がわかる。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 5 保護司の熱意を示すことができる。       | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 6 ゆっくりと落ち着いて面接できる。       | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 7 対象者宅に適当な面接場所がない。       | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 8 対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 9 対象者が嫌がる。               | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 10 対象者の家族が嫌がる。         | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 11 異性の対象者の場合、面接がやりづらい。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 12 保護観察が近隣に知られてしまう。    | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

S Q 上記の項目の他に、対象者宅を往訪して面接を行う場合の長所や短所がありましたら、自由にお書きください。

Q17 これまでに自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったことがありますか。ある場合は、当てはまるすべての番号に○を付けてください（なお、保護観察所・定期駐在場所における主任官面接に同席した場合や、社会参加活動と一緒に参加した場合は除いてください）。10を選ばれた方は、Q18に進んでください。

- |           |                     |                      |
|-----------|---------------------|----------------------|
| 1 公民館     | 2 市町村役場の一画（公民館を除く。） | 3 対象者の学校             |
| 4 対象者の勤務先 | 5 対象者の入院先（病院）       | 6 公園（河原、寺社の境内などを含む。） |
| 7 駐車した車の中 | 8 喫茶店などの飲食店         | 9 その他（ ）             |
| 10 特になし。  |                     |                      |

S Q 自宅（保護司宅）や対象者宅以外の場所で面接を行ったのは、どのような理由からですか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 1 対象者が希望したから。                | 2 自宅（保護司宅）に適切な面接場所がないから。 |
| 3 対象者宅に適切な面接場所がないから。         | 4 近隣の目が気になるから。           |
| 5 自宅（保護司宅）での面接を、自分の家族が嫌がるから。 |                          |
| 6 対象者宅での面接を、その家族が嫌がるから。      |                          |
| 7 対象者の家族に保護観察を秘匿してあるから。      |                          |
| 8 関係者と一緒に面接を行う必要があったから。      | 9 気分転換を図りたかったから。         |
| 10 対象者に食事をさせたかったから。          | 11 対象者を見舞いたかったから。        |
| 12 その他（ ）                    | 13 特に理由はない。              |

Q18 保護観察を行う上で、次のようなものを活用していますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。「7 携帯電話」「8 パソコン」に○を付けなかった方は、Q19に進んでください。

- |            |                  |        |           |        |
|------------|------------------|--------|-----------|--------|
| 1 自動車      | 2 バイク（原付自転車を含む。） | 3 自転車  | 4 電車      | 5 バス   |
| 6 一般（加入）電話 | 7 携帯電話           | 8 パソコン | 9 ワープロ専用機 | 10 FAX |

S Q 前の質問で「7 携帯電話」「8 パソコン」に○を付けられた方に、おうかがいします。対象者との接触の中で、メールのやりとりをしたことがありますか（あるという方は、メールでのやりとりが御自身（保護司）の申し出によるものか、対象者の申し出によるものかをお答えください。）。)

- 1 ある (① 保護司からの申し出 ② 対象者からの申し出)
- 2 ない

Q19 以下のような対象者の行動を経験されたことがありますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- 1 約束しても来訪しない。
- 2 約束して往訪しても不在である。
- 3 往訪しても居留守をつかう。
- 4 連絡がとれない。
- 5 面接中に話をしたがらない (反応が少ない。会話が続かない。)
- 6 来訪してもすぐに帰りがかる。
- 7 面接が終わっても帰りがらない。
- 8 粗野な態度で振る舞う。
- 9 借金を願い出てくる。
- 10 (借金, 借家, 就職などの) 身元保証人になってくれるよう願い出てくる。
- 11 自分に不利なことを保護観察所に報告しないよう求めてくる。
- 12 目の前で薬物 (覚せい剤やシンナー等) をやっている。
- 13 目の前で暴れている。
- 14 目の前で無免許運転をしている。
- 15 目の前で不良仲間とたむろしている。
- 16 以上のような対象者の行動を経験したことは、特にない。

SQ 上記の項目の他に、対象者の行動で困ったことを経験されたことがありましたら、自由にお書きください。

Q20 以下のような対象者の親の行動を経験されたことがありますか。当てはまるすべての番号に○を付けてください。

- 1 対象者の行動に無関心である。
- 2 対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている。
- 3 対象者の行動に関して、隠し事や嘘の報告をしてくる。
- 4 対象者の問題行動を他人のせいにする。
- 5 対象者の問題行動について「別に悪いことではない」と言う。
- 6 対象者のことで相談しようとしても、応じてこない。
- 7 対象者を精神的に虐待する。
- 8 対象者を身体的に虐待する。
- 9 対象者の身の回りの世話をしない。

10 以上のような対象者の親の行動を経験したことは、特にない。

S Q 上記の項目の他に、対象者の親の行動で困ったことを経験されたことがありましたら、自由にお書きください。

Q21 次のような類型の保護観察対象者を担当なさったことがありますか。御担当の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。また、「ある」に○を付けた方は、その際にとられた対応方法について、当てはまるものすべてに○を付けてください（同一対象者で複数の類型に該当する場合は、複数の類型すべてに○を付けてください。）（御記憶の範囲内で回答してください。）。

対象者の類型 (1～14は類型の番号)	担当の有無	対 応 方 法				
		面接・調整等を普通以上に繰り返した。	保護観察官と協議を重ねた。	関係機関の協力を求めた。	研修資料やマニュアルを参照した。	特別な対応はしなかった。
1 シンナー等乱用	ある・ない					
2 覚せい剤事犯	ある・ない					
3 問題飲酒	ある・ない					
4 暴力団関係	ある・ない					
5 暴走族	ある・ない					
6 性犯罪等	ある・ない					
7 精神障害等	ある・ない					
8 中学生	ある・ない					
9 校内暴力	ある・ない					
10 高齢(65歳以上)	ある・ない					
11 無職等	ある・ない					
12 家庭内暴力	ある・ない					
13 ギャンブル等依存	ある・ない					
14 長期刑仮出獄 (刑期8年以上。無期刑を含む。)	ある・ない					

S Q 上記のような対応の結果、ある程度効果が得られたと思われるケース、逆に、あまり効果が得られなかったと思われるケースがありましたら、その類型の番号すべてに○を付けてください。

- ・効果が得られた                    類型の番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
- ・効果が得られなかった           類型の番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

3 あなたがお住まいの地域社会との関わりについて、おうかがいします。

- Q22 現在の地域に住むようになって何年になりますか。 約 \_\_\_\_\_年 (平成16年4月1日現在)
- Q23 地域において、保護司以外の公職やボランティアを務めたことがありますか。現在就任中のもの、過去に就任したことがあるものすべての番号に○を付けてください。
- 1 民生・児童委員    2 社会福祉協議会役員    3 少年補導員    4 少年指導委員  
5 篤志面接委員・教誨師    6 人権擁護委員    7 調停委員    8 町内会役員  
9 PTA 役員    10 消防団員    11 更生保護女性会員    12 BBS 会員    13 協力雇用主  
14 その他 ( )    15 特に就いていない。
- Q24 あなたが保護司であることを、地域の人々に知らせていますか。1つだけ選んでください。
- 1 積極的に知らせている。    2 積極的にではないが、必要に応じて知らせている。  
3 自分からは全く知らせていない。    4 その他 ( )
- Q25 あなたが保護司であることとは別に、保護司が一般的にどのような活動をし、どのような役割を果たしているのか、地域の人々は知っていますか。1つだけ選んでください。
- 1 知っている人が非常に多い。    2 知っている人の方が多い。  
3 知っている人と知らない人が半々である。    4 知らない人の方が多い。  
5 知らない人が非常に多い。    6 わからない。
- Q26 最近5年間に担当した保護観察対象者やその家族について、担当する前から地域内で知っていたという御経験がありますか。1つだけ選んでください。事件担当の経験のない方は、Q28に進んでください。
- 1 よく知っていたケースがあった。    2 顔や名前程度は知っていたケースがあった。  
3 顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった。  
4 知っていたケースはなかった。
- Q27 対象者を指導・援助する際に、次のようなことを行ったり、経験したりすることがありますか。次の項目のそれぞれについて、「よくある」「たまにある」「ない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。
- 1 面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする。    よくある・たまにある・ない  
2 地域内の公共機関、施設、事業主等についての情報を提供する。    よくある・たまにある・ない  
3 地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める。    よくある・たまにある・ない  
4 知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する。    よくある・たまにある・ない  
5 地域内において、対象者に関する情報が耳に入る。    よくある・たまにある・ない
- Q28 保護司活動(犯罪予防活動を含む。)を行う上での地域の関係機関・団体との連携について、おうちがいします。次の関係機関・団体のそれぞれについて、「よく連携する」「たまに連携する」「連携することはない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。



- |                                     |                          |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門           | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 2 地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門         | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 3 警察（交番を含む。）                        | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 4 家庭裁判所                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 5 児童相談所                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 6 小学校                               | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 7 中学校                               | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 8 高等学校                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 9 教育委員会                             | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 10 青少年（少年）補導（愛護）センター                | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 11 保健所・精神保健福祉センター                   | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 12 公共職業安定所（ハローワーク）                  | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 13 民生・児童委員（又はその団体）                  | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 14 社会福祉協議会                          | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 15 暴力追放運動推進センター                     | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 16 少年補導員，少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体） | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 17 人権擁護委員（又はその団体）                   | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 18 町内会                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |
| 19 PTA                              | よく連携する・たまに連携する・連携することはない |

S Q 1 上記の項目の他に、よく連携する関係機関・団体（更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）がありましたら、自由にお書きください。

S Q 2 現在はあまり連携していないものの、今後もっと連携を深めるべきと思われる関係機関・団体（更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主会及び更生保護施設を除く。）がありましたら、自由にお書きください。

Q29 地域において、保護司が期待されるのは、どのようなことだと思いますか。次の項目のそれぞれについて、「期待されている」「どちらでもない」「期待されていない」の中から1つだけ選んで○を

付けてください。

- 1 犯罪者や非行少年を更生させること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 2 犯罪予防活動を行うこと。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 3 青少年の育成に努めること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 4 リーダーとして地域をまとめること。期待されている・どちらでもない・期待されていない
- 5 地域の人々の相談に乗ること。期待されている・どちらでもない・期待されていない

SQ 上記の項目の他に、保護司に期待されていることがありましたら、自由にお書きください。

4 犯罪被害者に関することを、おうかがいします。

Q30 保護司として、「仮釈放審査や恩赦上申検討のための被害者等調査」にあたられたことがありますか。御経験の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。また、「ある」に○を付けた方は、調査時の被害者等の対応や要望について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

調査の対象	経験の有無	調査を拒否された。	仮釈放や恩赦について反対された。	加害者が近づかないよう指導を依頼された。	加害者の情報(住所や釈放の時期等)を教えるよう求められた。	被害弁償の仲介を求められた。	謝罪や対話の仲介を求められた。
1 殺人・傷害致死事件の遺族	ある・ない						
2 交通事故の被害者、遺族	ある・ない						
3 粗暴犯(強盗、傷害等)の被害者	ある・ない						
4 財産犯(窃盗、詐欺等)の被害者	ある・ない						
5 性犯罪(強姦等)の被害者	ある・ない						

Q31 被害者等に関連して、保護観察を行う上で、対象者に対し次のような指導・援助をなされたことがありますか。御経験の有無について、「ある」「ない」のいずれかに○を付けてください。

また、御経験の有無にかかわらず、こうした指導・援助を保護司が行うことについての、お考えをお聞かせください(それぞれの項目について、「とても必要」「少し必要」「そこまでは必要ない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。)

指導・援助の内容	経験の有無	指導・援助を行うことについてのお考え
1 被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言	ある・ない	とても必要・少し必要・そこまでは必要ない
2 被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすることについての指導・助言	ある・ない	とても必要・少し必要・そこまでは必要ない
3 被害者等に謝罪することについての指導・助言	ある・ない	とても必要・少し必要・そこまでは必要ない
4 被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言	ある・ない	とても必要・少し必要・そこまでは必要ない
5 被害者等のもとへ謝罪に向向く際の同行	ある・ない	とても必要・少し必要・そこまでは必要ない

S Q 上記の項目の他に、被害者等に関連して、対象者に対し指導・援助をなされたことや、指導・援助が必要と思われることがありましたら、自由にお書きください。

Q32 保護観察や環境調整とは関係なく、一般的な犯罪被害等に関する様々な相談に乗ることがあります。御経験の有無(それぞれの項目)について、「よくある」「たまにある」「ない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |  |               |
|--|---------------|
| 1 犯罪被害にあった人の相談に乗る。                       | よくある・たまにある・ない |
| 2 地域内の迷惑行為(騒音、落書き、少年の深夜徘徊等)の被害について相談に乗る。 | よくある・たまにある・ない |
| 3 学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る。            | よくある・たまにある・ない |
| 4 家庭における暴力(夫から妻への暴力)について相談に乗る。           | よくある・たまにある・ない |
| 5 家庭における暴力(子から親への暴力)について相談に乗る。           | よくある・たまにある・ない |
| 6 家庭における暴力(児童虐待)について相談に乗る。               | よくある・たまにある・ない |

S Q 1 上記の項目の他に、保護観察や環境調整とは関係なく、犯罪被害等に関する相談に乗ることがありましたら、それはどのような相談か自由にお書きください。

S Q 2 犯罪被害等に関する相談を受ける中で、対応に工夫したことや苦慮したことなどがありましたら、自由にお書きください。

5 最後に、新任保護司の確保に関連することを、おうかがいします。

Q33 あなた御自身は、どのようなきっかけから保護司になられましたか。主なものを1つだけ選んでください。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 先輩保護司に勧められて。  | 2 市町村から推薦されて。 |
| 3 更生保護関係団体(更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会)から推薦されて。               |               |
| 4 その他の関係団体(民生委員・児童委員協議会、少年補導員連絡協議会、町内会、PTAなど)から推薦されて。 |               |
| 5 自分から希望して。   | 6 その他( )      |

Q34 保護司を委嘱された時のお気持ちは、どのようなものでしたか。次の項目のそれぞれについて、「そう思った」「どちらでもない」「そう思わなかった」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |   |                                |                        |
|---|--------------------------------|------------------------|
| 1 | 少しでも社会の役に立ちたい。                 | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 2 | 少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい。         | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 3 | 自分自身が成長したい。                    | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 4 | 早く保護観察事件を担当したい。                | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 5 | 務まるだろうか、心配である。                 | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 6 | 犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる。 | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |
| 7 | 自分の家族の協力が得られるだろうか、心配である。       | そう思った・どちらでもない・そう思わなかった |

SQ 上記の項目の他に、委嘱当時に思われたことがありましたら、自由にお書きください。

Q35 保護司を続けてこれられてお感じになるのは、どんなことですか。次の項目のそれぞれについて、「そう思う」「どちらでもない」「そう思わない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

- |    |                             |                     |
|----|-----------------------------|---------------------|
| 1  | 社会の役に立っているという充実感がある。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 2  | 対象者の更生に役立っているという充実感がある。     | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 3  | 自分自身が成長している。                | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 4  | 自分の家族全体が成長している。             | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 5  | 自分自身の気力や健康の維持に役立っている。       | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 6  | 保護司活動を通じて人の輪が広がっている。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 7  | 犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない。 | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 8  | 保護観察がうまくいかず、難しいと感じる。        | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 9  | 自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる。     | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 10 | 時間的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 11 | 精神的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |
| 12 | 経済的負担が大きすぎると感じる。            | そう思う・どちらでもない・そう思わない |

SQ 上記の項目の他に、保護司を続けてこれられてお感じになることがありましたら、自由にお書きください。

Q36 どのような要素が、保護司を務める上でより重要だと思いますか。3つまで選んでください。

- 1 社会的信望    2 時間的余裕    3 経済的余裕    4 健康（活動力）    5 熱意  
 6 優しさ    7 忍耐強さ    8 責任感の強さ    9 協調性    10 人生経験  
 11 人間関係の豊かさ    12 地域への精通    13 専門的知識    14 家族の協力  
 15 秘密保持    16 その他（                      ）

Q37 新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくためには、どのような方策が大切だと思いますか。次の項目のそれぞれについて、「非常に大切である」「やや大切である」「あまり大切ではない」「まったく大切ではない」の中から1つだけ選んで○を付けてください。

1 保護観察官による処遇指導の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

2 保護司同士による処遇協議・情報交換の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

3 研修の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

4 表彰の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

5 事件担当にかかる実費弁償金の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

6 地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

7 給与制度の導入

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

8 保護司の社会的評価の向上

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

9 事件担当にともなう時間的負担の軽減

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

10 地域活動・保護司会活動にともなう時間的負担の軽減

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

11 研修や会合の開催時間・曜日への配慮

非常に大切である・やや大切である・あまり大切ではない・まったく大切ではない

SQ 上記の項目の他に、新たに保護司になっていただくため、又は保護司を長く続けていただくために大切と思われる方策がありましたら、自由にお書きください。

Q38 他の人に保護司になってくれるよう依頼して、断られたことがありますか。1つだけ選んでください。断られたことのない方は、Q39に進んでください。

- 1 依頼して、断られたことがある。
- 2 依頼して、断られたことがない。
- 3 依頼したことがない。

SQ 前の質問で、「1 依頼して、断られたことがある。」に○を付けられた方に、おうかがいします。断られた理由は何でしたか。主なものを2つまで選んでください。

- 1 忙しく、時間的余裕がない。
- 2 経済的な余裕がない。
- 3 健康に自信がない。
- 4 犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である。
- 5 犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない。
- 6 家族の理解が得られない。
- 7 ボランティアをやりたくない。
- 8 その他 ( )

Q39 新たな保護司のなり手を確保する上で、効果的な方法は何だと思いますか。2つまで選んでください。

- 1 各保護司が個人的なつながりを生かす。
- 2 自治体（市町村）に働き掛けを行う。
- 3 更生保護関係団体（更生保護女性会，BBS会，協力雇用主会）に働き掛けを行う。
- 4 その他の関係団体（民生委員・児童委員協議会，少年補導員連絡協議会，町内会，PTAなど）に働き掛けを行う。
- 5 保護司の役割についてもっと広報し，世間に知ってもらう。
- 6 広報誌やマスコミを通じて公募を行う。
- 7 その他 ( )
- 8 わからない。

御協力いただきまして、誠にありがとうございました。この調査票は、返信用封筒に入れて御投函ください。

## 巻末資料Ⅳ

## 単純集計表

Q1 性別	度数	構成比
男	1,679	74.3
女	581	25.7
合計	2,260	100.0
Q2 年齢層	度数	構成比
30歳代	4	0.2
40歳代	76	3.4
50歳代	509	22.5
60歳代	1,028	45.5
70歳以上	641	28.4
合計	2,258	100.0
Q3 職業	度数	構成比
無職（主婦を除く）	497	22.1
主婦	390	17.3
農林・漁業	244	10.8
商業・サービス業	224	10.0
製造・加工業	69	3.1
土木・建築業	43	1.9
宗教家	205	9.1
会社・団体役員	235	10.4
会社員	90	4.0
公務員（教員を除く）	86	3.8
教員	20	0.9
その他	148	6.6
合計	2,251	100.0
Q3-SQ 無職の場合の前職	度数	構成比
農林・漁業	13	2.8
商業・サービス業	18	3.9
製造・加工業	11	2.4
土木・建設業	2	0.4
宗教家	1	0.2
会社・団体役員	30	6.5
会社員	58	12.5
公務員（教員を除く）	170	36.7
教員	137	29.6
その他	22	4.8
特になし	1	0.2
合計	463	100.0

Q4 居住地-都道府県			度数	構成比
北海道	北海道		144	6.5
	小計		144	6.5
東北	青森県		28	1.3
	岩手県		25	1.1
	宮城県		33	1.5
	秋田県		26	1.2
	山形県		24	1.1
	福島県		50	2.3
	小計		186	8.4
関東	茨城県		44	2.0
	栃木県		42	1.9
	群馬県		38	1.7
	埼玉県		61	2.8
	千葉県		64	2.9
	東京都		186	8.4
	神奈川県		84	3.8
	新潟県		42	1.9
	山梨県		22	1.0
	長野県		44	2.0
	静岡県		61	2.8
	小計		688	31.2
中部	富山県		26	1.2
	石川県		26	1.2
	福井県		16	0.7
	岐阜県		38	1.7
	愛知県		111	5.0
	三重県		29	1.3
	小計		246	11.2
近畿	滋賀県		21	1.0
	京都府		49	2.2
	大阪府		139	6.3
	兵庫県		94	4.3
	奈良県		26	1.2
	和歌山県		31	1.4
	小計		360	16.3
中国	鳥取県		9	0.4
	島根県		16	0.7
	岡山県		56	2.5
	広島県		57	2.6
	山口県		34	1.5
	小計		172	7.8
四国	徳島県		19	0.9
	香川県		24	1.1
	愛媛県		36	1.6
	高知県		29	1.3
	小計		108	4.9
九州	福岡県		83	3.8



佐賀県	18	0.8
長崎県	35	1.6
熊本県	47	2.1
大分県	22	1.0
宮崎県	29	1.3
鹿児島県	42	1.9
沖縄県	26	1.2
小計	302	13.7
全国合計	2,206	100.0
Q4-SQ 居住地-人口	度数	構成比
1万人未満	259	11.6
1万人以上3万人未満	339	15.1
3万人以上5万人未満	226	10.1
5万人以上10万人未満	254	11.3
10万人以上30万人未満	376	16.8
30万人以上50万人未満	244	10.9
50万人以上100万人未満	125	5.6
100万人以上	417	18.6
合計	2,240	100.0
Q5 保護司経験年数	度数	構成比
5年未満	580	25.8
5年以上10年未満	497	22.1
10年以上20年未満	759	33.8
20年以上	409	18.2
合計	2,245	100.0
Q6 同居家族の人数	度数	構成比
0人	50	2.2
1人	816	36.2
2人	464	20.6
3人	342	15.2
4人	226	10.0
5人	203	9.0
6人	102	4.5
7人	35	1.6
8人	14	0.6
9人	2	0.1
10人	1	0.0
合計	2,255	100.0
Q7 住居形態	度数	構成比
一戸建て住宅	1,863	82.7
住宅と店舗・会社事務所が一体となった建物	223	9.9
集合住宅（マンション・アパートなど）	74	3.3
寺院・教会・宗教施設等	61	2.7
二戸建て住宅	3	0.1

その他	28	1.2
合計	2,252	100.0
<b>Q 8 保護観察事件の経験件数</b>		
	度数	構成比
なし	69	3.2
1件以上10件未満	1,032	48.1
10件以上20件未満	448	20.9
20件以上50件未満	415	19.3
50件以上100件未満	146	6.8
100件以上	37	1.7
合計	2,147	100.0
<b>環境調整事件の経験件数</b>		
	度数	構成比
なし	182	8.7
1件以上5件未満	930	44.3
5件以上10件未満	444	21.2
10件以上20件未満	319	15.2
20件以上50件未満	188	9.0
50件以上	36	1.7
合計	2,099	100.0
<b>Q 9 保護観察事件の調査時担当件数</b>		
	度数	構成比
なし	581	27.9
1件	685	32.9
2件	438	21.1
3件	237	11.4
4件	81	3.9
5件以上	58	2.8
合計	2,080	100.0
<b>環境調整事件の調査時担当件数</b>		
	度数	構成比
なし	836	42.2
1件	630	31.8
2件	322	16.3
3件	122	6.2
4件	39	2.0
5件以上	32	1.6
合計	1,981	100.0
<b>Q10 保護観察対象者との面接形態</b>		
	度数	構成比
自宅（保護司宅）に来訪を受けることが中心であり、必要に応じて対象者宅を往訪している	1,682	77.9
来訪による面接と往訪による面接とを、同じくらい行っている	375	17.4
往訪が中心であり、必要に応じて来訪を受けている	74	3.4
その他	28	1.3
合計	2,159	100.0

Q11 面接日時の決め方	度数	構成比
だいたい対象者の都合を優先して決める	704	32.6
対象者の都合と自分（保護司）の都合を出し合い、話し合って決める	1,385	64.1
だいたい自分（保護司）の都合を優先して決める	60	2.8
その他	12	0.6
合計	2,161	100.0
Q12 面接を行う曜日	度数	構成比
平日	653	30.3
土・日・祝日	545	25.3
特に多い曜日はない	957	44.4
合計	2,155	100.0
Q13 面接を行う時間帯	度数	構成比
午前6時～午前9時台	56	2.6
午前10時～午後1時台	258	12.0
午後2時～午後5時台	356	16.6
午後6時～午後9時台	1,137	53.0
午後10時～午前5時台	11	0.5
特に多い時間帯はない	329	15.3
合計	2,147	100.0
Q14 面接の際に心掛けていること（MA3）	度数	構成比
和やかな雰囲気を作る	1,804	79.8
緊張感のある雰囲気を作る	11	0.5
対象者の話をよく聴く	1,859	82.3
自分（保護司）から積極的に話をする	272	12.0
対象者の良い点をほめる	1,097	48.5
対象者の問題点に気付かせる	807	35.7
対象者の身なりや行儀について指導する	121	5.4
対象者の身なりや行儀について、とやかく言わない	257	11.4
その他	50	2.2
Q15 来訪の長短所	度数	構成比
保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる		
そう思う	1,605	78.0
どちらでもない	332	16.1
そう思わない	121	5.9
合計	2,058	100.0
対象者にとって、約束を守るといいうしつけになる		
そう思う	1,860	88.7
どちらでもない	170	8.1
そう思わない	66	3.1
合計	2,096	100.0
対象者に家庭的な雰囲気を味わってもらえる		
そう思う	920	44.3
どちらでもない	819	39.4

そう思わない	339	16.3
合計	2,078	100.0
対象者が保護司に親しみを持ってくれる		
そう思う	1,296	62.4
どちらでもない	643	31.0
そう思わない	137	6.6
合計	2,076	100.0
ゆっくりと落ち着いて面接できる		
そう思う	1,670	80.0
どちらでもない	345	16.5
そう思わない	72	3.4
合計	2,087	100.0
自宅（保護司宅）に適当な面接場所がない		
そう思う	118	5.7
どちらでもない	241	11.7
そう思わない	1,701	82.6
合計	2,060	100.0
保護司の家族の負担となる		
そう思う	280	13.4
どちらでもない	405	19.4
そう思わない	1,399	67.1
合計	2,084	100.0
異性の対象者の場合、面接がやりづらい		
そう思う	279	13.6
どちらでもない	589	28.7
そう思わない	1,187	57.8
合計	2,055	100.0
保護観察が近隣に知られてしまう		
そう思う	236	11.3
どちらでもない	426	20.3
そう思わない	1,435	68.4
合計	2,097	100.0
Q16 往訪の長短所		
	度数	構成比
対象者の生活の実態を良く知ることができる		
そう思う	1,904	90.4
どちらでもない	149	7.1
そう思わない	53	2.5
合計	2,106	100.0
対象者の家族から話をよく聴くことができる		
そう思う	1,671	79.7
どちらでもない	330	15.7
そう思わない	95	4.5
合計	2,096	100.0
対象者とその家族との関係を観察できる		
そう思う	1,875	88.9
どちらでもない	182	8.6
そう思わない	52	2.5
合計	2,109	100.0

対象者宅の周囲の環境が分かる		
そう思う	1,669	79.6
どちらでもない	326	15.6
そう思わない	101	4.8
合計	2,096	100.0
保護司の熱意を示すことができる		
そう思う	852	40.8
どちらでもない	895	42.8
そう思わない	343	16.4
合計	2,090	100.0
ゆっくりと落ち着いて面接できる		
そう思う	434	20.8
どちらでもない	1,029	49.2
そう思わない	628	30.0
合計	2,091	100.0
対象者宅に適切な面接場所がない		
そう思う	579	28.0
どちらでもない	769	37.1
そう思わない	723	34.9
合計	2,071	100.0
対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる		
そう思う	609	29.3
どちらでもない	808	38.8
そう思わない	664	31.9
合計	2,081	100.0
対象者が嫌がる		
そう思う	462	22.1
どちらでもない	794	37.9
そう思わない	837	40.0
合計	2,093	100.0
対象者の家族が嫌がる		
そう思う	485	23.1
どちらでもない	773	36.9
そう思わない	838	40.0
合計	2,096	100.0
異性の対象者の場合、面接がやりづらい		
そう思う	439	21.5
どちらでもない	688	33.7
そう思わない	912	44.7
合計	2,039	100.0
保護観察が近隣に知られてしまう		
そう思う	517	25.0
どちらでもない	571	27.7
そう思わない	976	47.3
合計	2,064	100.0
Q17 自宅や対象者宅以外の面接場所 (MA)		
	度数	構成比
公民館	53	2.3
市町村役場の一画 (公民館を除く)	33	1.5

対象者の学校	40	1.8
対象者の勤務先	96	4.2
対象者の入院先（病院）	146	6.5
公園（河原，寺社の境内などを含む）	141	6.2
駐車した車の中	168	7.4
喫茶店などの飲食店	436	19.3
その他	132	5.8
特にない	1,147	50.8
全回答者	2,260	100.0
<b>Q17-SQ 自宅や対象者宅以外の場所で面接した理由（MA）</b>		
	度数	構成比
対象者が希望したから	247	10.9
自宅（保護司宅）に適切な面接場所がないから	42	1.9
対象者宅に適切な面接場所がないから	143	6.3
近隣の目が気になるから	99	4.4
自宅（保護司宅）での面接を，自分の家族が嫌がるから	20	0.9
対象者宅での面接を，その家族が嫌がるから	40	1.8
対象者の家族に保護観察を秘匿してあるから	46	2.0
関係者と一緒に面接を行う必要があったから	124	5.5
気分転換を図りたかったから	197	8.7
対象者に食事をさせたかったから	146	6.5
対象者を見舞いたかったから	116	5.1
その他	192	8.5
特に理由はない	67	3.0
全回答者	2,260	100.0
<b>Q18 保護観察を行う上で活用しているもの（MA）</b>		
	度数	構成比
自動車	1,143	50.6
バイク（原付自転車を含む）	159	7.0
自転車	642	28.4
電車	41	1.8
バス	56	2.5
一般（加入）電話	1,629	72.1
携帯電話	1,135	50.2
パソコン	159	7.0
ワープロ専用機	58	2.6
FAX	86	3.8
全回答者	2,260	100.0
<b>Q18-SQ 対象者との接触の中でのメールのやりとり</b>		
	度数	構成比
ある	107	9.9
ない	969	90.1
合計	1,076	100.0
<b>Q18-SQ メールのやりとりはどちらからの申し出か</b>		
	度数	構成比
保護司からの申し出	43	43.0
双方の申し出	4	4.0
対象者からの申し出	53	53.0

合計	100	100.0
<b>Q19 保護観察対象者の困った行動 (MA)</b>		
	度数	構成比
約束しても来訪しない	1,617	71.5
約束して往訪しても不在である	810	35.8
往訪しても居留守をつかう	301	13.3
連絡がとれない	1,199	53.1
面接中に話をしたがない(反応が少ない。会話が續かない。)	757	33.5
来訪してもすぐに帰りがる	309	13.7
面接が終わっても帰りがらない	253	11.2
粗野な態度で振る舞う	197	8.7
借金を願い出てくる	359	15.9
(借金, 借家, 就職などの)身元保証人になってくれるよう願い出てくる	108	4.8
自分に不利なことを保護観察所に報告しないよう求めてくる	73	3.2
目の前で薬物(覚せい剤やシンナー等)をやっている	29	1.3
目の前で暴れている	80	3.5
目の前で無免許運転をしている	59	2.6
目の前で不良仲間とたむろしている	99	4.4
以上のような対象者の行動を経験したことは, 特にない	334	14.8
全回答者	2,260	100.0
<b>Q20 対象者の親の困った行動 (MA)</b>		
	度数	構成比
対象者の行動に無関心である	910	40.3
対象者に注意や指導ができず, その言いなりになっている	1,081	47.8
対象者の行動に関して, 隠し事や嘘の報告をしてくる	520	23.0
対象者の問題行動を他人のせいにする	737	32.6
対象者の問題行動について, 「別に悪いことではない」と言う	227	10.0
対象者のことで相談しようとしても, 応じてこない	297	13.1
対象者を精神的に虐待する	103	4.6
対象者を身体的に虐待する	52	2.3
対象者の身の回りの世話をしない	317	14.0
以上のような対象者の親の行動を経験したことは, 特にない	652	28.8
全回答者	2,260	100.0

\* Q21については単純集計表の末尾参照

<b>Q22 地域居住年数</b>		
	度数	構成比
30年未満	393	17.6
30年以上40年未満	394	17.7
40年以上50年未満	395	17.7
50年以上60年未満	400	18.0
60年以上70年未満	403	18.1
70年以上	243	10.9
合計	2,228	100.0
<b>Q23 保護司以外のボランティア等</b>		
	度数	構成比
民生・児童委員	334	14.8
社会福祉協議会役員	660	29.2

少年補導員	429	19.0
少年指導委員	258	11.4
篤志面接委員・教誨師	38	1.7
人権擁護委員	84	3.7
調停委員	59	2.6
町内会役員	1,434	63.5
PTA 役員	1,247	55.2
消防団員	371	16.4
更生保護女性会員	401	17.7
BBS 会員	69	3.1
協力雇用主	41	1.8
スポーツ関係	63	2.8
薬物関係	50	2.2
防犯関係	27	1.2
青少年育成関係	88	3.9
子ども会関係	33	1.5
社会教育関係	53	2.3
交通安全関係	42	1.9
全回答者	2,260	100.0
Q24 保護司であることを地域の人々に知らせているか	度数	構成比
積極的に知らせている	51	2.3
積極的にではないが、必要に応じて知らせている	1,305	58.3
自分からは全く知らせていない	865	38.6
その他	18	0.8
合計	2,239	100.0
Q25 保護司の活動・役割について地域の人々は知っているか	度数	構成比
知っている人が非常に多い	47	2.1
知っている人の方が多い	252	11.3
知っている人と知らない人が半々である	447	20.0
知らない人の方が多い	1,083	48.5
知らない人が非常に多い	308	13.8
わからない	96	4.3
合計	2,233	100.0
Q26 対象者やその家族について、担当前から知っていたか	度数	構成比
よく知っていたケースがあった	585	28.9
顔や名前程度は知っていたケースがあった	461	22.8
顔も名前も知らなかったが、風評を聞いたことのあるケースがあった	228	11.3
知っていたケースはなかった	751	37.1
合計	2,025	100.0
Q27 地域性をいかした指導・援助	度数	構成比
面接の中で地域内の人物、場所、会社や施設のことを話題にする		
よくある	232	12.1
たまにある	885	46.3
ない	796	41.6



合計	1,913	100.0
地域内の公共機関、施設、事業主などについての情報を提供する		
よくある	199	10.5
たまにある	941	49.4
ない	763	40.1
合計	1,903	100.0
地域内の行事やサークル活動に参加するよう勧める		
よくある	258	13.5
たまにある	870	45.6
ない	781	40.9
合計	1,909	100.0
知り合いの雇用主に、対象者の就職を依頼する		
よくある	144	7.5
たまにある	727	37.8
ない	1,050	54.7
合計	1,921	100.0
地域内において、対象者に関する情報が耳に入る		
よくある	132	6.9
たまにある	822	42.7
ない	970	50.4
合計	1,924	100.0
Q28 関係機関・団体との連携	度数	構成比
地方自治体（都道府県庁・市町村役場）の福祉部門		
よく連携する	491	23.6
たまに連携する	760	36.6
連携することはない	828	39.8
合計	2,079	100.0
地方自治体（都道府県庁・市町村役場）のその他の部門		
よく連携する	245	12.2
たまに連携する	660	32.9
連携することはない	1,101	54.9
合計	2,006	100.0
警察（交番を含む）		
よく連携する	285	13.8
たまに連携する	1,006	48.6
連携することはない	780	37.7
合計	2,071	100.0
家庭裁判所		
よく連携する	33	1.7
たまに連携する	228	11.6
連携することはない	1,713	86.8
合計	1,974	100.0
児童相談所		
よく連携する	31	1.6
たまに連携する	234	11.8
連携することはない	1,721	86.7
合計	1,986	100.0
小学校		

	よく連携する	268	13.2
	たまに連携する	646	31.7
	連携することはない	1,121	55.1
	合計	2,035	100.0
中学校			
	よく連携する	495	23.6
	たまに連携する	982	46.8
	連携することはない	621	29.6
	合計	2,098	100.0
高等学校			
	よく連携する	77	3.9
	たまに連携する	437	21.9
	連携することはない	1,484	74.3
	合計	1,998	100.0
教育委員会			
	よく連携する	201	10.0
	たまに連携する	535	26.5
	連携することはない	1,280	63.5
	合計	2,016	100.0
青少年（少年）補導（愛護）センター			
	よく連携する	157	7.8
	たまに連携する	463	23.1
	連携することはない	1,383	69.0
	合計	2,003	100.0
保健所・精神保健福祉センター			
	よく連携する	64	3.2
	たまに連携する	330	16.5
	連携することはない	1,607	80.3
	合計	2,001	100.0
公共職業安定所（ハローワーク）			
	よく連携する	69	3.5
	たまに連携する	464	23.3
	連携することはない	1,462	73.3
	合計	1,995	100.0
民生・児童委員（又はその団体）			
	よく連携する	250	12.2
	たまに連携する	802	39.3
	連携することはない	990	48.5
	合計	2,042	100.0
社会福祉協議会			
	よく連携する	262	12.8
	たまに連携する	624	30.6
	連携することはない	1,156	56.6
	合計	2,042	100.0
暴力追放運動推進センター			
	よく連携する	117	5.9
	たまに連携する	377	19.0
	連携することはない	1,488	75.1
	合計	1,982	100.0

少年補導員，少年指導委員等の少年警察ボランティア（又はその団体）		
よく連携する	233	11.6
たまに連携する	637	31.7
連携することはない	1,138	56.7
合計	2,008	100.0
人権擁護委員（又はその団体）		
よく連携する	61	3.1
たまに連携する	268	13.5
連携することはない	1,659	83.5
合計	1,988	100.0
町内会		
よく連携する	153	7.6
たまに連携する	584	28.9
連携することはない	1,286	63.6
合計	2,023	100.0
PTA		
よく連携する	185	9.1
たまに連携する	618	30.6
連携することはない	1,219	60.3
合計	2,022	100.0
Q29 地域において保護司が期待されていること	度数	構成比
犯罪者や非行少年を更生させること		
期待されている	1,906	88.0
どちらでもない	226	10.4
期待されていない	35	1.6
合計	2,167	100.0
犯罪予防活動を行うこと		
期待されている	1,517	71.5
どちらでもない	525	24.7
期待されていない	81	3.8
合計	2,123	100.0
青少年の育成に努めること		
期待されている	1,162	55.3
どちらでもない	808	38.5
期待されていない	130	6.2
合計	2,100	100.0
リーダーとして地域をまとめること		
期待されている	389	18.8
どちらでもない	1,220	58.9
期待されていない	461	22.3
合計	2,070	100.0
地域の人々の相談に乗ること		
期待されている	712	34.0
どちらでもない	1,024	48.9
期待されていない	356	17.0
合計	2,092	100.0

\* Q30, 31については単純集計表の末尾参照

Q32 一般人からの犯罪被害等の相談	度数	構成比
犯罪被害にあった人の相談に乗る		
よくある	51	2.4
たまにある	504	23.8
ない	1,566	73.8
合計	2,121	100.0
地域内の迷惑行為（騒音，落書き，少年の深夜徘徊等）の被害について相談に乗る		
よくある	127	5.9
たまにある	761	35.5
ない	1,256	58.6
合計	2,144	100.0
学校における暴力行為やいじめの被害について相談に乗る		
よくある	89	4.2
たまにある	594	27.9
ない	1,448	67.9
合計	2,131	100.0
家庭における暴力（夫から妻への暴力）について相談に乗る		
よくある	27	1.3
たまにある	282	13.3
ない	1,813	85.4
合計	2,122	100.0
家庭における暴力（子から親への暴力）について相談に乗る		
よくある	24	1.1
たまにある	361	17.0
ない	1,742	81.9
合計	2,127	100.0
家庭における暴力（児童虐待）について相談に乗る		
よくある	18	0.9
たまにある	231	10.9
ない	1,868	88.2
合計	2,117	100.0
Q33 保護司になったきっかけ	度数	構成比
先輩保護司に勧められて	1,572	70.8
市町村から推薦されて	369	16.6
更生保護関係団体（更生保護女性会，BBS会，協力雇用主会）から推薦されて	38	1.7
その他の関係団体から推薦されて	179	8.1
自分から希望して	20	0.9
その他	42	1.9
合計	2,220	100.0
Q34 保護司になった時の気持ち	度数	構成比
少しでも社会の役に立ちたい		
そう思った	1,773	82.7
どちらでもない	296	13.8
そう思わなかった	75	3.5
合計	2,144	100.0

少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい		
そう思った	1,697	80.1
どちらでもない	347	16.4
そう思わなかった	74	3.5
合計	2,118	100.0
自分自身が成長したい		
そう思った	976	46.8
どちらでもない	698	33.5
そう思わなかった	410	19.7
合計	2,084	100.0
早く保護観察事件を担当したい		
そう思った	237	11.5
どちらでもない	812	39.4
そう思わなかった	1,013	49.1
合計	2,062	100.0
務まるだろうかと、心配である		
そう思った	1,440	68.1
どちらでもない	318	15.0
そう思わなかった	356	16.8
合計	2,114	100.0
犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる		
そう思った	486	23.4
どちらでもない	556	26.8
そう思わなかった	1,032	49.8
合計	2,074	100.0
自分の家族の協力が得られるだろうかと、心配である		
そう思った	398	19.1
どちらでもない	346	16.6
そう思わなかった	1,342	64.3
合計	2,086	100.0
Q35 保護司を続けてきて感じること	度数	構成比
社会の役に立っているという充実感がある		
そう思う	1,238	58.0
どちらでもない	722	33.8
そう思わない	174	8.2
合計	2,134	100.0
対象者の更生に役立っているという充実感がある		
そう思う	1,415	67.4
どちらでもない	602	28.7
そう思わない	81	3.9
合計	2,098	100.0
自分自身が成長している		
そう思う	1,104	52.0
どちらでもない	768	36.1
そう思わない	253	11.9
合計	2,125	100.0
自分の家族全体が成長している		
そう思う	487	23.0

どちらでもない	1,060	50.1
そう思わない	567	26.8
合計	2,114	100.0
自分自身の気力や健康の維持に役立っている		
そう思う	750	35.5
どちらでもない	824	39.0
そう思わない	541	25.6
合計	2,115	100.0
保護司活動を通じて人の輪が広がっている		
そう思う	1,589	74.1
どちらでもない	417	19.5
そう思わない	137	6.4
合計	2,143	100.0
犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない		
そう思う	1,395	66.9
どちらでもない	485	23.3
そう思わない	204	9.8
合計	2,084	100.0
保護観察がうまくいかず、難しいと感じる		
そう思う	820	39.7
どちらでもない	699	33.8
そう思わない	546	26.4
合計	2,065	100.0
自分の家族の協力を得ることが、難しいと感じる		
そう思う	99	4.7
どちらでもない	464	21.9
そう思わない	1,553	73.4
合計	2,116	100.0
時間的負担が大きすぎると感じる		
そう思う	472	22.2
どちらでもない	701	33.0
そう思わない	949	44.7
合計	2,122	100.0
精神的負担が大きすぎると感じる		
そう思う	459	21.6
どちらでもない	738	34.7
そう思わない	927	43.6
合計	2,124	100.0
経済的負担が大きすぎると感じる		
そう思う	92	4.3
どちらでもない	543	25.6
そう思わない	1,486	70.1
合計	2,121	100.0
Q36 保護司に重要な要素 (MA3)		
	度数	構成比
社会的信望	717	31.7
時間的余裕	608	26.9
経済的余裕	134	5.9
健康 (活動力)	791	35.0

熱意	748	33.1
優しさ	364	16.1
忍耐強さ	475	21.0
責任感の強さ	437	19.3
協調性	79	3.5
人生経験	300	13.3
人間関係の豊かさ	442	19.6
地域への精通	76	3.4
専門的知識	148	6.5
家族の協力	435	19.2
秘密保持	878	38.8
その他	9	0.4
全回答者	2,260	100.0
<b>Q37 保護司のために大切な方策</b>		
	度数	構成比
<b>保護観察官による処遇指導の充実</b>		
非常に大切である	1,577	74.8
やや大切である	488	23.2
あまり大切ではない	41	1.9
まったく大切ではない	1	0.0
合計	2,107	100.0
<b>保護司同士による処遇協議・情報交換の充実</b>		
非常に大切である	1,212	57.2
やや大切である	798	37.6
あまり大切ではない	105	5.0
まったく大切ではない	5	0.2
合計	2,120	100.0
<b>研修の充実</b>		
非常に大切である	1,337	63.3
やや大切である	700	33.1
あまり大切ではない	71	3.4
まったく大切ではない	4	0.2
合計	2,112	100.0
<b>表彰の充実</b>		
非常に大切である	144	6.9
やや大切である	447	21.5
あまり大切ではない	1,023	49.3
まったく大切ではない	463	22.3
合計	2,077	100.0
<b>事件担当にかかる実費弁償金の充実</b>		
非常に大切である	442	21.3
やや大切である	883	42.5
あまり大切ではない	657	31.6
まったく大切ではない	97	4.7
合計	2,079	100.0
<b>地域活動・保護司会活動にかかる実費弁償金の充実</b>		
非常に大切である	432	20.8
やや大切である	876	42.2
あまり大切ではない	656	31.6

まったく大切ではない	113	5.4
合計	2,077	100.0
給与制度の導入		
非常に大切である	187	9.0
やや大切である	405	19.6
あまり大切ではない	918	44.3
まったく大切ではない	560	27.1
合計	2,070	100.0
保護司の社会的評価の向上		
非常に大切である	814	39.1
やや大切である	792	38.0
あまり大切ではない	396	19.0
まったく大切ではない	82	3.9
合計	2,084	100.0
事件担当に伴う時間的負担の軽減		
非常に大切である	243	11.8
やや大切である	998	48.4
あまり大切ではない	715	34.6
まったく大切ではない	108	5.2
合計	2,064	100.0
地域活動・保護司会活動に伴う時間的負担の軽減		
非常に大切である	263	12.7
やや大切である	966	46.8
あまり大切ではない	749	36.3
まったく大切ではない	88	4.3
合計	2,066	100.0
研修や会合の開催時間・曜日への配慮		
非常に大切である	568	27.1
やや大切である	1,069	51.1
あまり大切ではない	404	19.3
まったく大切ではない	52	2.5
合計	2,093	100.0
Q38 他の人に保護司就任を依頼して、断られたことの有無	度数	構成比
依頼して、断られたことがある	685	34.6
依頼して、断られたことがない	225	11.4
依頼したことがない	1,072	54.1
合計	1,982	100.0
Q38-SQ 断られた理由 (MA2)	度数	構成比
忙しく、時間的余裕がない	435	63.5
経済的な余裕がない	28	4.1
健康に自信がない	28	4.1
犯罪や非行をした人が来訪してくるのが負担である	144	21.0
犯罪や非行をした人に対する指導・援助に自信がない	304	44.4
家族の理解が得られない	158	23.1
ボランティアをやりたくない	33	4.8
その他	35	5.1
断られたことがある者合計	685	100.0



Q39 新任保護司確保のための方法 (MA2)	度数	構成比
各保護司が個人的なつながりを生かす	1,098	48.6
自治体 (市町村) に働き掛けを行う	744	32.9
更生保護関係団体 (更生保護女性会, BBS 会, 協力雇用主会) に働き掛けを行う	268	11.9
その他の関係団体 (民生委員・児童委員協議会, 少年補導員連絡協議会, 町内会, PTA など) に働き掛けを行う	662	29.3
保護司の役割についてもっと広報し, 世間に知ってもらう	1,018	45.0
広報誌やマスコミを通じて公募を行う	166	7.3
その他	43	1.9
わからない	43	1.9

## \* Q21, 30, 31

Q21 類型別対象者の担当の有無及び対応方法 対象者の類型	担当の有無		対応方法					効果の有無	
	有	無	面接・調整の繰り返し	保護観察官との協議	関係機関との協力	研修資料・マニュアル	特別な対応なし	有	無
シンナー等乱用	922	883	490	427	131	361	92	602	136
覚せい剤事犯	1,130	738	523	523	132	495	156	575	245
問題飲酒	333	1,215	157	112	54	76	57	155	92
暴力団関係	729	944	241	333	125	161	161	261	211
暴走族	1,086	739	464	393	134	353	210	591	119
性犯罪等	485	1,128	180	151	39	113	127	227	72
精神障害等	227	1,303	108	142	92	72	21	95	74
中学生	695	976	327	264	329	131	87	383	107
校内暴力	200	1,313	94	71	108	29	26	114	30
高齢（65歳以上）	263	1,296	67	74	28	37	97	116	37
無職等	957	699	355	272	206	158	210	344	232
家庭内暴力	240	1,278	142	124	44	51	29	107	62
ギャング等依存	143	1,348	66	44	15	34	34	44	52
長期刑仮出獄	202	1,323	81	94	22	36	38	86	38

Q30 被害者等調査 調査の対象	経験の有無		調査を拒否された	仮釈放や恩赦について反対された	加害者が近づかないよう指導を依頼された	加害者の情報（住所や釈放の時期等）を教えるよう求められた	被害弁償の仲介を求められた	謝罪や対話の仲介を求められた
	有	無						
殺人・傷害致死事件の遺族	117	1,978	25	34	26	21	4	4
交通事故の被害者、遺族	135	1,962	14	26	14	11	13	21
粗暴犯（強盗、傷害等）の被害者	83	1,989	4	6	24	12	8	7
財産犯（窃盗、詐欺等）の被害者	87	1,991	6	13	15	8	13	9
性犯罪（強姦等）の被害者	55	2,014	6	6	19	6	5	5

Q31 被害者等を視野に入れた指導・援助 指導・援助の内容	経験の有無		指導・援助についての考え		
	有	無	とても必要	少し必要	そこまでは必要ない
被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言	1,413	740	1,573	239	28
被害者等に金銭的賠償（被害弁償）をすることについての指導・助言	915	1,202	895	528	214
被害者等に謝罪することについての指導・助言	1,096	1,018	1,328	339	54
被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言	379	1,713	1,055	287	84
被害者等のもとへ謝罪に向かう際の同行	97	2,000	292	497	600

## 保護司に関する参考文献一覧（年代順）

- ・ 内閣総理大臣官房審議室, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1961
- ・ 小川繁俊ほか, 「保護司の処遇態度に関する研究」, 法務総合研究所研究部紀要, 13, 1970
- ・ 内閣総理大臣官房広報室ほか, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1971
- ・ 恒川京子, 「保護司制度について・問題と展望—ボランティアとの対比において—」, 更生保護と犯罪予防, 23, 1972
- ・ 岩井敬介ほか, 「地域類型と保護司の機能—保護司の『地域性』を中心として—」, 法務総合研究所研究部紀要, 16, 1973
- ・ 内閣総理大臣官房広報室, 「更生保護事業に関する世論調査」, 1980
- ・ 小林一志, 「保護司の活動意欲と定年制に関する意識調査」, 更生保護と犯罪予防, 59, 1980
- ・ 鈴木昭一郎, 「保護司制度論考」, 犯罪と非行, 63, 1985
- ・ 川崎卓司ほか, 「保護観察処分少年の態度変容と処遇に関する研究—第1報告—」, 法務総合研究所研究部紀要, 29, 1986
- ・ 川崎卓司ほか, 「保護観察処分少年の態度変容と処遇に関する研究—第2報告—」, 法務総合研究所研究部紀要, 30, 1987
- ・ 内閣総理大臣官房広報室, 「更生保護に関する世論調査」, 1989
- ・ 瀬川晃, 「犯罪者の社会内処遇」, 成文社, 1991
- ・ 幸島聡, 「地域内処遇としての更生保護」, 犯罪と非行, 118, 1998
- ・ 藤野隆, 「保護司の地域性再考」, 更生保護と犯罪予防, 132, 1999
- ・ 萩原康生「更生保護におけるボランティアの可能性—保護司ボランティア論—」, 更生保護の課題と展望, 1999
- ・ 澤登俊雄ほか, 「特集・社会内処遇に関する保護司の意識—「少年法研究会」報告—」, 犯罪と非行, 125, 2000
- ・ 内閣府, 「少年非行問題等に関する世論調査」, 2001
- ・ 西川正和, 「社会内処遇に関する保護司の意識—少年法研究会報告—を読む」, 犯罪と非行, 127, 2001
- ・ 藤本哲也, 「刑事政策概論（全訂第四版）」, 青林書院, 2005

法務総合研究所研究部報告 26

---

平成 17 年 3 月 印刷

平成 17 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法務総合研究所  
発行人

印刷所 中和印刷株式会社

---